

2006年9月20日

麴町税政連だより

(第31号) 発行人 麴町税理士政治連盟

会 長 太田 伸弥

幹 事 長 紙谷 洋一

広報委員長 喜多 葉子

【会長からのご挨拶】

昨年6月15日に勝村前会長の後を受け、会長就任以来、会員の皆様には税政連活動にご協力いただきましてありがとうございます。

昨年度は税政連活動の周知と、会員数の増強、組織率のアップを活動の基本としてまいりました。具体的には「麴町税政連だより」を号外を含め計4回発行し、また、麴町税政連独自のホームページを立ち上げ、早期の情報発信の場としました。

更に、麴町支部の常会・幹事会・新入転入研修会等機会あるごとに税政連の活動状況を報告し、周知に努めてまいりました。

おかげ様で平成18年7月1日（東税政報告日）現在、会員数494名（支部会員数1164名）組織率42.5%となりました。前年同日（平成17年7月1日）現在会員数397名（支部会員数1100名）組織率36.1%でありましたので、本年度は会員数並びに組織率ともに増加することとなりました。これもひとえに会員の皆様のご協力の賜物と感謝しております。しかしながらいまだ目標の70%には、はるかに及ばない状況ですので、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。

会員数の増強のため、昨年10月25日の支部の税理士法人連絡協議会へ幹事長とともに参加し、税政連への理解をもとめる等活動をしてまいりました。さらに、税理士のための税政連の活動をより一層の理解していただくための周知活動と税理士法人への訪問等、組織強化活動を行うことが今年度の課題であります。

平成18年度は選挙の予定がありませんので、会員増強を第一に活動したいと存じます。

ホームページは、ようやくアクセス数が1,000件を超えたところでありますが、最近徐々にアクセスが増えてきています。速報レポート等に税政改正要望や国会質問の議事録等を掲載しております。

税政連活動の基本である選挙活動及び後援会活動では、麴町税政連として、都議会議員選挙において内田茂都議会議員を推薦し、また、突然の衆議院解散総選挙においては与謝野馨議員、海江田万里氏を推薦し、選挙応援、後援会活

動へ協力をいたしました。さらに海江田万里後援会の設立に協力し、勉強会に参加しております。

昨年末からの自民党税制改正大綱公表以来「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置」の成立に日本税理士政治連盟、東京税理士政治連盟とともに反対運動を展開してまいりました。

具体的には昨年末の12月26日に東京都第一選挙区の単位税政連会長とともに与謝野馨経済財政担当大臣を訪問し、反対の陳情いたしました。本年2月17日に東税政とともに衆参議員会館で数々の国会議員に反対の陳情いたしました。また、鈴木克昌衆議院議員に反対の質問を要請するなど数々の活動を展開しましたが、残念ながら可決・成立した過程は、皆様ご存知のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、昨年度の活動概要をご報告させていただきました。本年度も変わらぬご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

【報告事項】～平成18年3月から9月まで～

《活動報告》

- 18.03.30 東京税理士会館において東税政主催の研修会が開催された。
- 18.08.25 主婦会館プラザエフにおいて開催された「与謝野馨国務大臣の国政報告会」に太田会長他多数の会員が参加した。
- 18.09.12 「海江田万里を囲む税理士の会」主催の「防衛講話と市ヶ谷自衛隊見学ツアー」に太田会長他の役員が参加した。

《会議等報告》

- 18.03.30 東税政の各単位会会長・幹事長会議に出席
- 18.05.19 第1回幹事会を開催
- 18.05.22 東税政の政策委員会・国対委員会合同会議に出席
- 18.06.23 第28回定期総会を開催
- 18.07.21 東税政の政策委員会に出席
- 18.09.04 東税政の各単位会会長・幹事長会議に出席
- 18.09.21 東税政の第40回定期大会に参加

《事務連絡》

- 18.07.05 H18.07.01現在の麹町税政連「会員である税理士の数」に関する報告書を東税政に報告した。「会員である税理士の数」494名（加入率42.5%、48単位会中44位）
- 18.07.05 東税政からの「平成19年度税制改正に関する要望」についてのアンケートに回答した。

【麴町税政連からのお知らせ】

① 特殊支配同族会社問題について

不幸にして「特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入」の規定が法制化されてしまいました。この法制化に際し、国会審議で今一つ議論が盛り上がりなかつた理由に中小企業団体から統一した反対意見が出ず、税理士会だけが有力団体として反対意見を表明していたことがあげられます。しかし、ここに来てようやく有力中小企業団体のひとつである東京商工会議所が当該規定の廃止を含めた抜本的な見直し意見を表明（H18.7.13 付 第 572 回常議員会決議）することとなりました。

既に東税政も平成 19 年度税政改正に関する要望（H18.8.29）にて同規定の廃止を要望しております。今後は、同規定の廃止のために東商などの他団体とも連携しながら国会議員やマスコミ等にも働き掛けていく所存です。

なお、同要望書は麴町税政連HPに掲載しておりますので是非一度、ご覧下さい。

② 平成 18 年度会費納入のお願い

平素は税理士政治連盟の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

率直に申し上げて現在、東京税理士政治連盟の財政は危機的状況にあり、税理士擁護のための税政連の事業活動が十分に出来ず、東京税理士会との両輪の役目を果たせない状況にあります。

その大きな原因は税政連の会員加入率の減少にあることは言うまでもありません。

現在、東税政の収入は、各単位税政連において各会員よりお支払いいただく年会費 8,400 円のうち、東税政分担金としての 5,500 円がそのほとんどです。これは平成 7 年度に政治献金規正法の改正によって東京会からの支援が受けられなくなり、結果として会員の皆様からの会費・募金が唯一の収入源となったためです。

その一方で東税政は日税政に対して東京会総会員総数（未納会員を含めた全員分）に応じた分担金を負担しなければなりません。これらのお金によって日税政や東税政が税理士全員に対して配布している会報が作られているためです。

このように皆様に納入していただいた会費は、東税政そして日税政の活動にも役立たせていただいております。税政連活動の成果は税理士会員の全員に帰属することをどうかご理解下さい。

麴町税政連は単位税政連として東税政を支えています。東税政は東京税理

士会では禁止されている政治活動を通じて税制改正・会社法改正・税理士法改正等々の実現のために運動を展開し成果をあげてまいりました。一党一派にとらわれない立場を堅持しつつ関係方面に活動を行っております。

税政連会費の納入はあくまでも任意でございますが、これらの活動をより充実させる意味でも、是非会費の納入をお願い申し上げます。

平成 18 年度会費の振込票は既にお手元に送付済みではありますが、再度ご確認いただければ幸いです。また、本連盟では便利な「口座振替」もご利用いただけますので詳細は麴町支部事務局までお問い合わせ下さい。

税政連は 税理士の 税理士による 税理士及び納税者のための政治団体です。

<http://ctz-koji.hp.infoseek.co.jp/>